

令和3年度新潟県たばこ対策推進協議会議事録

日時：令和3年12月16日（木）午前10時から11時45分まで

会場：新潟県自治会館別館ゆきつばき

【開会】	
事務局	<p>ただいまから、令和3年度新潟県たばこ対策推進協議会を開催いたします。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます、健康づくり支援課の小林です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>開会にあたりまして、健康づくり支援課長の富山からごあいさつ申し上げます。</p>
健康づくり支援課長	<p>いつもお世話になっております、健康づくり支援課長の富山と申します。先生方にはたばこ対策以外にも健康立県の取組み全般に日々お世話になっておりますことを、この場をお借りして感謝申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しいところ、たばこ対策推進協議会にご出席くださいまして、ありがとうございます。ご承知のとおり、本県では「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とする新潟県総合計画のもと、令和元年度から健康立県プロモーション事業に取り組んでおります。健康立県の取組みの柱の一つにたばこ対策を掲げまして、キャッチフレーズを「たばこのない一服もある。」として、喫煙率の低下及び禁煙が及ぼす健康影響の認知度の向上を目標に、たばこの健康障害をはじめ、受動喫煙防止対策や禁煙支援などについて、さまざまな啓発媒体を用いた普及啓発を進めているところです。今年度からは、健康立県にいがた公式ツイッターを開設しまして情報発信を進めているところです。今後も、伝えたい情報が伝えたいターゲットにしっかりと届くよう工夫しながら、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、昨年4月に全面施行された改正健康増進法に基づく、望まない受動喫煙の防止を図るための対策について、これも後ほど担当から、現状の取組みについてご報告いたしますが、保健所を中心に、法に定められた対策がとられていない施設の管理者などに対して、立入検査の実施等により適切な対策をとるよう、引き続き指導を行っているところです。健康経営推進企業の取組状況を見ますと、非常に従業員の禁煙支援ですか受動喫煙防止対策にさまざまな工夫をしながら取組みをしていただいている企業が増えているということは感じているところです。</p>

	<p>今年度、実態調査を踏まえまして、比較的取組みが遅れている業種を特定し、重点的に支援をしているところですけれども、引き続き対策を講じていきたいと思っております。本日の協議会では、これらの取組み状況をご報告するとともに、来年度の重点的な取組みについて、委員方のご意見や多くのアイデアをいただきたいと考えております。また、健康寿命の延伸を目指し、より一層たばこ対策を推進していきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>次に、出席者の紹介に移ります。令和3年度から新たに4名の方が委員にご就任されましたので、ご紹介申し上げます。</p> <p>新潟県小中学校P T A連合会より、太田委員様。</p>
太田委員	太田です。よろしくお願ひします。
	新潟県中学校長会より村井委員様。
村井委員	村井です。よろしくお願ひします。
	公益財団法人新潟県女性財団より、畠山委員様。
畠山委員	畠山と申します。よろしくお願ひいたします。
	株式会社新潟日報社経営管理本部より、中野委員様。
中野委員	中野です。よろしくお願ひいたします。
事務局	<p>委員の皆様には、たばこ対策の取組みについて後ほどお話ししたいと思いますので、その際に、併せて自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、本日は新潟大学大学院医歯学総合研究科教授の葭原委員から欠席のご連絡をいただいております。また、オブザーバーとして、新潟県たばこ対策関係部局連絡会議の構成員が出席しております。</p> <p>なお、この協議会は公開で行います。</p> <p>次に、協議会長の選出について、参考資料の本協議会の設置要綱第4に、協議会長は委員の中から選出するありますが、事務局としては、新潟大学の関委員に会長をお願いしたいと思います。皆様、よろしいで</p>

	<p>しょうか。 (「異議なし」の声)</p> <p>それでは、関委員に会長をお願いしたいと思います。</p> <p>これより議事に移りますが、以降の進行は関会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
関会長	<p>皆様、こんにちは。よろしくお願ひいたします。関と申します。今日は私から議事を進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次第に沿っていきますので、よろしくお願ひいたします。はじめに、議題1になります。たばこ対策をとりまく状況について、新潟県のたばこ対策に関する現状と取組を事務局から説明していただきます。それでは、事務局、お願ひいたします。</p>
事務局	<p>健康づくり支援課の小滝と申します。本日はよろしくお願ひいたします。私からは、資料No.1から、資料に沿って順にご説明いたします。</p> <p>新潟県のたばこ対策は、資料の一番左にありますとおり、受動喫煙防止、禁煙支援、未成年者の喫煙防止の3本柱で取り組んでおります。上段の受動喫煙防止に関する現状ですが、行政機関の受動喫煙の状況は、直近で3.2パーセント、職場での受動喫煙の機会があった者の割合は25.1パーセント、飲食店で受動喫煙の機会があった者の割合は18.0パーセントでした。取組みとしては、昨年度、第一種施設、第二種施設に対して実施した受動喫煙対策に関する調査結果を基に、取組みに遅れが見られた業種の企業向けに優良事例等を掲載した事例集を作成しているところです。調査結果に関しましては、資料No.3-3にて後ほどご説明いたします。</p> <p>続いて、中段の禁煙支援に関する現状です。喫煙率が直近で男性26.9パーセント、女性8.0パーセント。たばこをやめたい方の割合は、男性25.5パーセント、女性31.5パーセントとなっております。また、県のホームページで公表している禁煙外来医療機関は現在、128機関あり、その内、保険適用が効く医療機関は113機関となっております。こうした現状に対する県の取組みですが、禁煙外来情報の提供のほか、保健所での検討会、若年女性の喫煙対策等を行っております。また、令和元年度より始まった健康づくり県民運動「ヘルスプロモーションプロジェクト」については、後ほど資料No.2でご説明しますが、食生活、運動、デジタルケア、たばこ、早期発見・早期受診の健康づくりの五つのテーマ</p>

で県民運動を展開しております。

最後に、未成年者の喫煙防止対策ですが、高校2年生の喫煙率は、令和元年度は0.9パーセントでした。取組みとしましては、県内の小中高校生を対象とした禁煙ポスター・コンクールを継続的に実施しているほか、たばこを吸い始める若年者の喫煙に関する実態を把握するためにアンケートを実施する予定です。以上で、資料No.1の説明を終わります。

続いて、資料No.2をご覧ください。資料No.2では、新潟県のたばこ対策に関する現状と取組について、詳しくご説明します。本県では、健康増進計画である健康にいがた21及び新潟県がん対策推進基本計画において、たばこ対策に関する目標を定めております。先ほど申し上げた禁煙支援、未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止を3本柱として、目標達成に向け、各施策に取り組んでおります。

初めに、(1) 成人の喫煙率の減少についてご説明いたします。1ページの上段、1のグラフをご覧ください。現状として、先ほど申し上げましたが、現在習慣的に喫煙している者の割合は、新潟県では男性が26.9パーセントであり、長期的に減少傾向にあります。一方、本県の女性の喫煙率が8.0パーセントであり、長期的には横ばいとなっております。なお、全国数値の出所となる国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査が中止されたため、令和元年度の数値が最新となっております。

続いて、本県の喫煙率について、男女別、年代別に見たものが2のグラフと、次のページの3のグラフになっています。令和2年度の調査では、男性は50歳代の41.2パーセント、女性は40歳代の14.5パーセントの喫煙率が各年代の中で最も高くなっています。

続いて、3ページが習慣的に喫煙しているたばこ製品の組み合わせの割合についてのグラフになります。60歳代や70歳以上では、ほとんどが紙巻きたばこを使っているものの、20歳代、30歳代、40歳代では加熱式たばこのみや紙巻きたばこ及び加熱式たばこと答える人の割合が高くなっています。若年層を中心に加熱式たばこが普及していることが分かります。

続きまして、県の取組みについてご紹介します。4ページをご覧ください。現在、県では県民の健康寿命を延伸し、全国トップクラスの健康寿命を目指す健康立県の実現に向け、その一環として、健康づくり県民運動「ヘルスプロモーションプロジェクト」を展開しております。生きがい・幸福度を軸に、食生活、運動、デンタルケア、たばこ、早期発見・早期受診の五つのテーマで県民運動を行っており、スローガンと県民投

票で決定したロゴを軸に、五つのテーマに対してキャッチフレーズを作成しております。テーマ別キャッチフレーズは、資料に記載のとおりです。たばこのキャッチフレーズは、「たばこのない一服もある。」です。たばこに代わる一服を見つけてもらい、禁煙を支援するという思いで決定したものです。

令和3年度の取組みとしましては、健康立県にいがたの公式ツイッターを開設し、禁煙外来や喫煙の健康影響について広く情報発信を行いました。また、テーマごとに作成した動画を用い、ウェブ広告を利用した周知等を行いました。

続いて、6ページをご覧ください。6ページにある禁煙外来情報ですが、先ほど申し上げたとおり、県の健康にいがた21のホームページにおいて情報提供しております。令和3年11月時点で128機関掲載しており、その内、保険適用が113機関となっております。

続いて、若年女性の喫煙対策についてです。妊娠や出産、子育てなど、喫煙による影響を受ける機会の多い若年女性の喫煙率を抑制するため、普及啓発を実施しております。働きかけとしては、「手にしたいのは明日の女子力！」というリーフレットの配布を行っております。このリーフレットは、喫煙と美容の関係から、禁煙して潤いのある肌や髪の毛のつやを取り戻して女子力を高めましょうと啓発するものです。

(1) の新成人への働きかけにつきまして、配布希望のあった市町村に配布しており、主に成人式で配布していただいております。令和3年度は3市町村に合計2,550部配布しました。今後も若年女性が多く集まる機関や場所で効果的な普及啓発ができるよう、関係機関と連携してまいりたいと考えております。

次に、資料7ページ(2)の若年女性向けコミュニティサイト「にいがた禁煙女子」についてです。このサイトは、仲間と一緒にコミュニケーションを取りながら禁煙できるよう、若年女性が利用する機会の多いインターネット上にサイトを設けまして、たばこをやめたい人の禁煙を支援するものです。平成29年度にたばこに関する漫画を作成、サイトに掲載するなどして、サイトの改修を行いました。

県の取組みとしては以上になりますが、参考資料1に禁煙週間における市町村の取組みの概要を掲載しております。ほとんどの市町村に共通した取組みとしましては、ポスター掲示、チラシやリーフレットの配布、妊婦とその家族に対する禁煙指導等があげられております。適宜ご参照ください。禁煙支援の取組みに関する説明は以上となります。

続いて、(2) 未成年者の喫煙率の減少についてです。8ページをご

	<p>ご覧ください。現状の未成年者で喫煙経験がある者の割合については、直近の県の調査で、高校2年生が0.9パーセントとなり、平成28年の調査のときよりも減少しております。なお、令和元年度調査においては、調査方法が変更されたことにより、小学5年生、中学2年生の喫煙経験については調査項目から外れております。</p> <p>続いて、県の取組みについてです。9ページをご覧ください。禁煙ポスター・コンクールについてです。県内の小中校生を対象に「たばこの煙のない環境づくり」をテーマにポスター・コンクールを実施しました。9ページ、10ページに令和3年度の最優秀賞作品と優秀賞作品を掲載しております。また、委員の皆様には本日お配りしておりますが、最優秀賞作品のポスターでカレンダーを作成しました。こちらについては、市町村、学校、医療機関、保育園、幼稚園などに、啓発の一環として約4,000枚送付しております。</p> <p>なお、未成年者の喫煙防止対策について、平成3年から禁煙ポスター・コンクールを行っているところですが、近年、応募者の減少が課題となっております。応募者数の増加や、子どもたちに対して、たばこを吸わないという意識を持たせるためのアイデア等ございましたら、ぜひ、ご意見いただければと思います。</p> <p>続いて、資料10ページ、2の地域機関における未成年者喫煙防止対策ですが、今年度は三つの保健所で妊婦とその家族向けのリーフレットや健康情報誌の配布などを実施しました。</p> <p>最後に、(3)受動喫煙防止対策については、後ほど資料No.3-2でご説明いたしますので、ここでは割愛させていただきます。</p>
関会長	<p>今のご報告に関するディスカッションを始める前に、冒頭に事務局よりお話がありました、委員の自己紹介を兼ねた、たばこ対策に対する取組みやお考え等をお話しいただきたいと思います。一人1分程度でお話をお願ひいたします。</p> <p>それでは、座席表の順に、有松委員から始まって左回りに、右隣へという形でお話しいただければと思います。</p>
有松委員	<p>皆さん、おはようございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>新潟県歯科医師会としましては、私たちは歯周病の治療をやっていますが、喫煙されている方にとっては全く効果がないので、毎日の診療においては禁煙指導も取り組ませていただいております。県歯科医師会としては禁煙のための研修会を開会長にもお願いしたりして、3年くらい</p>

畠山委員	<p>前でしたか、やらせていただいております。今後の歯科医師会としては、やはりそういう研修会を会員向けにさせていただく、それを継続させていただくということを考えております。</p> <p>今、医師不足もと言われていますが、実は、新潟県歯科医師会の会員の平均年齢は61歳を超えました。開業医の平均年齢が61歳を超えたので、これから歯科医師も減っていって、地域によっては、十日町市とかそちらのほうでは歯科医師が減っていて、普通の診療もやっとで、訪問診療に行けないような状態になっております。ですので、今ある歯科診療所を保健教育の、かかりつけ歯科医としてしっかり力をつけるようにして、県歯科医師会としては取り組んでいく予定です。</p> <p>それとまた別に、個人的なアイデアなのですが、東京に行きましたら、電車に受動喫煙防止のポスターで河村隆一さんのポスターがありました。彼はミュージシャンでたばこは吸わないのですが、受動喫煙によって肺がんになったというポスターです。ああいうものも非常に効果的ではないかと思います。</p> <p>また、子どもたちへの対策ですが、今、iPadを一人1台ずつ持っている時代ですので、チラシとかポスターもいいと思いますが、iPadに対して何か情報提供、子どもたちが見られるようなアイテムというかアプリというか、そういうものもあるといいかなと思います。</p> <p>あと、ポスターとかチラシの募集が少ないということだったのですが、実は、歯科医師会も虫歯予防のポスターとか標語を募集しているのですが、あれも時期がありまして、夏休みの宿題として一緒に出してくださる学校はけっこう応募してくださるのですが、学校の取組みによってなかなか差があるといいますか、学校歯科医が校長先生にお願いして、出してくださいみたいなことを言うとけっこう効果があるのですが、たばこのものも一緒に夏休みの宿題とか、時期がいつなのか、春なのか夏なのか分かりませんが、そういう宿題としても一緒に出していくだくようにしたらいかがかと思います。</p> <p>県女性財団の畠山と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>女性財団としては、女性も男性も生きやすい社会づくりということで取り組んでいるところです。男性の50代、女性の40代の喫煙率が高いというグラフ結果がありまして、やはり、さまざまなストレスが一番多い年代なのだなと思って見せてもらいました。そういう意味でも、家庭でも職場でもそういうストレスが自分の生きやすい社会づくりというものにもつながっているのではないかと思って見ていただきました。</p>
------	---

	<p>資料を見せていただくと、男性は 26.7 パーセント、女性は 8 パーセント、まだ喫煙があるのだなということを見て驚いている状況です。私の感覚としては、随分昔に比べると、私の身近、これは世間一般もそうと思うのですけれども、喫煙している方が本当に少なくなったなと思って、さまざまな取組みの成果だと感じているところです。</p> <p>私も「にいがた禁煙女子」をネットで見せてもらいましたけれども、こういう取組みもいいなと思って見せていただきましたし、健康づくりのロゴマーク等も、こういうものがあるのだなと思って家族にも聞いたのですけれども、あまりよく知らなかったのです。ですので、ネットとかそういうものでもいいと思うのですけれども、私の周り、家族は高齢な家族ですので、若者はあまり見ないかも知れないのですけれども、新聞などにもロゴマークなどが載ると、こういうものをやっているのだなとか、家族の若者にそういうことを伝えたりできるのではないかと思って見せてもらいました。</p> <p>それから、ポスターの件ですけれども、ポスターについて、人権ポスターはけっこう総合的な学習で、学習時間の中で描きましょうということで、その学年全員が描いて、その中からいいものを選んでというか提出しているという傾向があります。私は元教員だったものですから。それで、そういうような取組みを見ていると、みんながポスターを描くという時点で、クラスみんな、その学年みんなの意識づけになっていると思うので、より多くの子どもがポスターを作成するということは大事だと感じています。</p> <p>そういう意味で、例えば、総合的な学習の時間の、学校によって取組みはさまざまなのですけれども、健康に対するテーマで学習をする中でたばこ対策というものがあると、またみんなで考えていろいろ学習できますし、ポスターづくりにもつながっていくのではないかと思って聞かせていただきました。</p> <p>中野委員</p> <p>おはようございます。新潟日報の中野と申します。私はこの 4 月から黒埼にある印刷センターから万代にあるメディアシップに異動してまいりました。主な業務は保健室業務などに携わっております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>当社の対策としましては、メディアシップでは 15 階から 18 階を業務として使っているのですが、社内での分煙室等は一切ありません。2 階のオフィスビルと外に分煙室ということで、たばこを吸う方はそちらに行っています。19 階にはテナントが入っていますので、19 階でも喫煙</p>
--	--

	<p>ができるという、本当に限られたスペースでたばこを吸われている感じです。</p> <p>私は4月前までは黒崎にいたということで、黒崎の印刷センターは3階建てになっております。1階は紙を扱っていますので、たばこを吸うスペースはもちろんありませんが、2階、3階になると印刷スペース、喫煙コーナーがありまして、3畳くらいのところですが、ベンチがあつたのですけれども、今回、新型コロナウイルス感染症対策でベンチを取り除くことによってたばこを吸う時間が短くなつて、立ち寄る時間、吸う時間、本数が減ったということで、相乗効果で、新型コロナウイルス感染症対策の中でたばこの本数が減ったのかなということが感じられました。</p> <p>3階の休憩スペースにも同じような喫煙コーナーがあるのですけれども、そこも同じような対策で、ベンチを取り除くことで各個人の吸う本数が減ったのかなと感じています。</p>
渡辺委員	<p>おはようございます。新潟市保健所健康増進課の渡辺です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>保健所健康増進課では、たばこ対策ということで、県と同じような形で対策をとっています。喫煙可能室設置届は、昨年、法律が変わったことで大量の届け出を受けていたのですが、令和3年度になりまして、そちらも落ち着き、現在は、通報、苦情への対応が主だったものになっております。</p> <p>昨年度は、苦情、通報が50件ほどあったのですが、今年度は11月末までに27件ほど来ておりまして、中には対応に苦慮しているようなケースも出てきている状況です。</p> <p>今日は皆さんの意見を聞きながら、何か参考になるようなものがあればと思っております。よろしくお願ひします。</p>
太田委員	<p>おはようございます。今年度より新潟県小中学校PTA連合会の会長をやらせていただいている太田です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>私も会長を今年からということで、恥ずかしながらたばこ対策推進協議会というものがあるのを、県PTA連合会とかかわるようになって初めて知ることになりました。</p> <p>私自身もたばこは吸わないのですけれども、私は建設業の会社をやつていて、従業員は建設関係となるとたばこを吸う方もいるのです。うちちは従業員も一人いるのですけれども、やはり先ほどからお話があつ</p>

	<p>たように、加熱式たばこですか、そちらにやはり煙が、うちの従業員もそうですし、たばこを吸わない職人たちにもなるべく迷惑をかけないとということで、そのように加熱式に変えていっているのが現状かなと思っております。</p> <p>建設現場でも、今まで駐車場ですとかどこでもたばこを吸えていたのが、本当に肩身の狭い思いをして、たばこを吸うスペースは本当に限られた場所、外で雨が降っていても寒空の風の当たるところでたばこを吸っているという、肩身が狭くなつたよねという話をしているのをよく聞きます。なので、この機会にやめたらご飯もおいしくなるし、コーヒーもおいしくなるよという話もしているのですが、そのような形で進めていけばと思っています。</p> <p>私も子どもが3人おりまして、一番上は成人しているのですけれども、今、高校2年生の男の子、中学2年の女の子がいます。高校生くらいになると、今、喫煙率は減っているのですけれども、やはり興味本位でたばこに興味を持って、少し背伸びをしたいという感じで、あるかなと思うのですけれども、話を聞いてると、やはりそういうものもだんだん、少しずつ減ってきているのかなと。いろいろな告知の仕方で、たばこは体に害があるというか、よくないものだという周知が少しずつ広まってきて、特に、うちの子どもはスポーツをやっているのですけれども、スポーツには大きな影響があるということをいろいろなところで感じているようで、そういうところからもたばこというのは健康的にはよくないものなのだということを周知していければいいのかなと思っています。</p> <p>もう一つ。先ほどお話にありましたポスターですが、なかなか応募数が今は少なくなってきたという話なので、事務局にもまた帰りに寄って、ポスターの募集が減っているので、どういう形で協力しながら、小中学校とPRの仕方も検討できればよいのかなと思うので、今後の検討課題にしていければと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>村井委員</p> <p>中学校長会の副会長をしている新井中学校の村井といいます。私も今年度からです。よろしくお願ひします。</p> <p>教育現場からすると、協議会のさまざまな取組みに感謝です。今、子どもたちがたばこと接触する場面が少なくなり、身近に感じることはほとんどなくなつてきていると感じています。私が新採用のとき校舎の見回りをするときには、壁に穴があつたらたばこの吸い殻が入っていないか確認しなさいということも言われるなど、たばこと生徒の荒れは直結</p>
--	---

	<p>していましたが、今はそのようなことがほとんどない状況です。子どもも教員もたばこのにおいをさせていることは皆無になっています。昔は家庭にたばこがあれば、当然、ライターやマッチもありますので、ライターを持ち出して火遊びをするということもありましたが、今はそれも全くない状況で、本当にありがたいと思っているところです。</p> <p>そのような状況ですが、学校では、保健体育の時間にたばこの害という内容を学びます。その際、いろいろな資料とかコンテンツがうまく使えるような状況があれば、もっと授業の中で工夫して、子どもに訴えかけるができるのかなと感じますし、それは今後の、授業を充実させる意味での期待です。</p> <p>今ほどの発表等を聞いていて思ったことで、若年女性の啓発資料を希望する市町村にお配りしたということですが、配布した市町村で成果が上がっているのであれば、そういう受け身的な姿勢でなく、全市町村に配布するなど積極的に努めていっていただければありがたいと思います。</p> <p>それから、学校現場のたばこに対する意識は薄くなってきているのですが、小中学校の喫煙率が、項目が変わって統計に出でていないということですが、やはり、喫煙率が数字に表れてくると学校での受け止めもさらに変わってくると考えられるので、そういう調査が簡単にできるのであれば、小中学生も対象にしていただければ、実態が分かり、大きな問題という意識で禁煙教育に取り組めますので、検討いただければありがたいと思っています。子どもはとにかく学校以外の家庭環境と直結しますので、PTAとも協力して取り組んでいかなければいけないと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>もう一つ話したいことがありましたが、忘れてしまいました。後ほど思い出したら発言させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>新潟産業保健総合支援センター所長の興梠です。私のところは働く18歳から65歳までの人たちの働き様、健康管理などに産業医、産業保健師あるいは産業看護師を通じて情報提供し、また、産業医の先生方などの資格維持のための講習会をやっているところです。</p> <p>昨年の4月1日から受動喫煙防止に関する法律の後押しがありますて、いろいろな事業所で分煙対策が非常に進んだと思っております。なかなかトップが言うことを聞かなかつたような企業でも、やはり法律の後押しがあったということで、分煙あるいは建物内禁煙が随分進みました。</p>
--	---

	<p>もう一つは、経済産業省でやっている健康経営のアワードですけれども、これに応募してくる企業が非常に増えてまいりまして、その中に喫煙対策があるのですが、その成果が見えてきているように思います。事業所の働く世代では、かなり意識が改革されてきていると私は思っております。</p> <p>それから、産業医の先生方、あるいは産業保健師や衛生管理者の方々には、一般定期健康診断を受けた後の事後措置の中で、生活習慣病の改善、がんの予防、早期発見などにつながる喫煙対策が非常に大事であるということを各労働者にお話しうる機会をもってアピールしてお話しするように講演をしているのですけれども、それがよく伝わっておりまして、労働者の方々もその意識がこの数年で随分進んだように思います。交流会が役に立っていると思います。</p> <p>産業界では、発がんに関する石綿とか化学物質、それはやはりたばこと喫煙ということと相乗効果がありますので、強くアピールしているところでもあります。今日はよろしくお願ひいたします。</p>
吉澤委員	<p>新潟県医師会からまいりました、理事を務めております吉澤と申します。よろしくお願ひいたします。私の専門は呼吸器内科医で、そういう意味ではたばこの害についてはある意味専門家と言えると思います。</p> <p>肺がんとか肺気腫、それから心筋梗塞、脳出血、脳梗塞と、致死率の高い疾患のほぼすべてにおいて大きな健康被害をもたらしているのが喫煙です。医師会や呼吸器学会、肺癌学会などを通して、その害について啓発しているところではありますが、まだまだ不十分なのかなという認識です。また、たばこのものの成分を見ますと、非常に中毒性が高い毒物に近いものでありますので、やはり、若年者の喫煙率を下げる、若年者に危険性をよく周知する、啓発することが今後、非常に重要になってくるのではないかと考えております。よろしくお願ひいたします。</p>
関会長	<p>ありがとうございました。最初に私も自己紹介をすればよかったですですが、失礼いたしました。私は新潟大学医学部保健学科からまいりました、関と申します。</p> <p>新潟大学医学部を卒業した後に内科を専攻し、その後は呼吸器内科を少しやりまして、そこでどうしても治らない肺がん、治らない肺気腫等、たくさん見せていただきまして、やはり、まだ今の段階で内科ではたばこ関連の病気は治せないところが非常に多いということで、予防医学にシフトしたという経緯があります。</p>

	<p>1990 年代半ばから予防医学の方に移ってきたのですが、そのときに最初に始めたのが禁煙支援ということで、大人の禁煙指導とか禁煙支援をやってまいりました。ただ、やはり当時はまだ薬もない状況で、非常に大変でした。せいぜい1割程度やめられるかな、くらいのところだったので、やめていただくのは大変なので、吸う前を、吸う予防をしようということで子どものほうにシフトしまして、1990 年代の終わりくらいから学校や地域で子どもを対象にお話をさせていただいています。今は、私がいかなくともどんどん進むようにと願って、使った資料などのコンテンツ、スライドなどを全部、養護教諭の先生とかご希望のところには新規でお渡しするような形で、地域でけっこうやってくださっている方が増えているかなと思っているところです。</p> <p>というのが私のバックグラウンドです。自己紹介が後れまして、申し訳ありません。</p> <p>それでは、今すでにいろいろご意見をいただきておりますが、先ほど事務局からご報告がありましたたばこに対する取組等につきまして、何かご意見あるいはご質問がありましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。</p>
村井委員	<p>先ほど忘れてしまった件ですが、取組みをしていただいているポスターについてです。水を差すわけではありませんが、応募数を増やすという前向きなご発言もあったのですが、学校現場からするととにかくいろいろなポスター依頼をされ、四苦八苦しています。人権、自然愛護、自然災害、食とかお米とか、多くの依頼がきています。多くの学校は、夏休みの自主選択課題で、選択させるなどしてなんとか対応しています。ポスターは非常にいい方法だとは思うのですけれども、ポスターだけにシフトしていくと、なかなか先が見えないという気がしているので、何か違ったアイデアみたいなものがあればいいなあと思っているところです。</p>
興梠委員	<p>よく、夕方のNHKの新潟ニュース 610 で児童画廊を見ているのですけれども、児童画廊に子どもたちの絵を応募してきて、お話ししていらっしゃいます。いつも見ていて非常にインパクトがあるので、今、いろいろなポスターがあると言われたので、やはり、週に1回か2回はこの中にこういうポスターをやってくれるようなコーナーができたらいいかなと思っています。</p> <p>今日、報道関係は新潟日報さんしか来ていませんが、BSNとかNH</p>

	Kでそういうことを取り上げていただくと、子どもたちのやる気が、私が出たよとか、僕が出たよというのはとても嬉しいことなので、できないかなと思っています。新潟日報さんが今日は来ていらっしゃいますので、児童画廊みたいなものを新聞紙上でやっていただいて、何とか週間とかいろいろありますから、そういうときに取り上げて、いろいろなテーマでやっていただけると県民にアピールできるのではないかと思います。いかがでしょうか。
畠山委員	<p>啓発についてですけれども、リーフレットについて、どこかに置いて取ってくださいではなくて、成人式のときに全員一人一人に行き渡るということはとてもいい方法だと思います。こういう方法で、いろいろな場で一人一人に行き渡る、そうすると、自然に聞いて見るということがあると思いますので、有効な方法だと思って聞かせていただきました。</p> <p>それで、一つ質問なのですけれども、「にいがた禁煙女子」について、先ほど行っていますというお話があったのですけれども、それを見ている人の割合というか数は分かりますか。</p>
事務局	<p>事務局の小滝です。</p> <p>サイトの分析結果を確認したり、業者にも依頼して出していただいたりしたのですが、現在、サイトにログインして実際に見ていただいている方の割合がとても少ないとすることが課題になっているので、今年度からは、先ほども申し上げたのですが、健康立県にいがたの公式ツイッターでこちらのサイトに掲載している情報を流すようにシフトしています。現在はサイトの交流自体は少し少なくなってしまっていると思います。</p>
畠山委員	<p>この閲覧がまた増えていく工夫をされていくということで、そういう方向だといいなと思います。また後で数値等を教えていただけるとありがたいと思います。</p>
事務局	<p>先生方からご意見をいただいて、大変ありがとうございます。ポスターの啓発など、大変多くご意見をいただいています。実は、ポスタークールも課内で、応募も少ないのでやめるか、見直すかというような話もしていたところです。やはり、県全体を見ても、成人とかご高齢の方の表彰は非常に多く、県知事表彰とかやっているのですけれども、小中高校生を表彰するという、若者の表彰の場があまりなくて、そういう</p>

	<p>た面からも、やはりポスターコンクールというものは非常にいいのではないかということで、知事、副知事からも、非常にいい取組みなので、ぜひ工夫して続けたらどうかというご意見をいただいております。</p> <p>それで、本当に授業に盛り込んだり夏休みの宿題ということで、昔はかなり多く学校でも取り組んでいただいたのですけれども、村井委員もおっしゃっているように、私たちも学校にお願いすることが本当にたくさんあって、多分、いろいろあちこちからとてもご要望があって、きっと大変なのだろうなということもあるので、ポスターという形がいいのか、もう少し多く目に触れるような、何か別のアイデアがあるかどうかということは、委員の先生方のご意見もいただきながら、ぜひ、若年者にも啓発し、若年者の親御さんにも届くような取組みということで、ご意見を踏まえて検討していきたいと思っております。</p> <p>あと、畠山委員からも「にいがた禁煙女子」の目に触れるところということもあって、健康立県にいがたの公式ツイッターを今年から始めたのですけれども、始めて1か月くらいでフォロワー数が1,000くらい上がって、今は1,600くらいで、まだまだ少ないので、そういったところとか、あとは広告動画もユーチューブで、昨年、4か月で100万回くらいの再生はあったのですけれども、私も最初お話ししたのですけれども、本当に見ていただきたいターゲットにきちんと届いているかどうかということはしっかりと分析していきたいと思いますので、随時、またご報告したいと思います。ご意見、どうもありがとうございます。</p>
関会長	<p>ポスターについて、私も一言だけ。ポスターは、絵が上手な子どもが対象になってくるので、私などはあまり絵が上手ではないので、私が出せと言われると、逆にプレッシャーを感じる可能性もあって、だとすれば、そういう子どもたちも参加できるように、絵以外で何か参加する方法、例えば、川柳とか標語とか、あるいは、それこそ今の子どもたちだと動画とか、そういういろいろな方法で、ポスター以外も含めて参加できるような方法があればいいかなと思います。例えば、川柳みたいな標語であれば、割とツイッターでも出しやすいですよね。絵だとかなり大きいものを出さないといけないですけれども、そういうものだと、今回、これが優秀賞になりましたと、1行でも送れるので、そういう形で、ほかの参加できる方法も考えて、予算の少ない方法も考えていただければと、絵が苦手な私はそう思いましたので、ご検討いただければと思います。</p>

有松委員	<p>関会長のお話を聞いて私もいろいろ思ったのですが、今の時代に合ったものが必要だと思います。きっと県も、ツイッターなどは効果もあるし、今の、こうしているということでされたと思うのですが、素晴らしいと思います。</p> <p>今、関会長から、標語とか川柳というお話があったのですが、動画と会長はおっしゃいましたが、動画もいいと思います。小学生でも今、プログラミングの勉強をしていますし、動画も恐らく、けっこう簡単に作ってくのではないかと思います。先ほど言いましたように、今は一人1台ずつ持っていますので、そこにこちらから発信するというのも必要だと思いますが、子どもたちが楽しみながら作ったものをこちらでまた使わせていただくというか表彰させていただいて、県民に流す。全国にも流せるかもしれません、それもいいと思います。</p> <p>あと、せっかく新潟日報が来てくださっているので、新潟日報は今、電子版もありますよね。紙媒体もそうですが、電子版でもお願ひできればと思います。</p> <p>それと、「にいがた禁煙女子」のチラシが何年か前に、平成23年なのでもう10年くらい前でしょうか。私は胎内市の開業医なのですが、送られてきたときに、何か斬新なイラストだし、いいなと思いました。それがあまり閲覧されていないというのはもったいないので、確かに成人式もそうですが、女子高生とか女子中学生にも見ていただければと思います。</p> <p>それと、少し耳痛いことを言わせていただくと、村井委員からも、学校でも全然煙がないという環境になっていますというお話をいただいたのですが、実際、うちに来られている患者はけっこうお忙しい管理職の先生方、ストレスがたまるのか、その方とか年代にもよるのですが、たばこは匂いですぐ分かるわけです。口の中を見ればすぐ分かるのですが、やはり吸われているし、学校によっては分煙も難しいようなところがあるようです。それは歯科医師会も一緒で、うちの役員の先生方が、うちの会長は違いますが、吸っていないかと言うと少し難しい部分があるので、もっと徹底してやっていきたいと思います。</p>
関会長	<p>いろいろ意見が出てまいりましたので、先に進ませていただきたいと思います。また後ほどご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>議題2の受動喫煙防止対策について、改正健康増進法の概要や県の取組み、受動喫煙防止対策実施状況調査の結果などについて、新潟県から</p>

	<p>説明していただきます。</p> <p>事務局 健康づくり支援課成人保健係の町田と申します。私から、議題2、受動喫煙防止対策についてご説明させていただきます。資料No.3をお手元にご用意ください。</p> <p>まず、資料No.3－1をご覧ください。こちらは2020年4月から全面施行された改正健康増進法の概要について、国からの資料を抜粋したものになります。</p> <p>まず、改正の趣旨といたしましては、望まない受動喫煙をなくすこと、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮すること、そして施設の類型、場所ごとに対策を実施することの三つが上げられています。</p> <p>裏面をご覧ください。第一種、第二種の施設の類型によってルールが異なるという内容がこちらに記載されています。こちらについては、次のページで体系を分かりやすく説明しているため、そちらでご説明させていただきます。</p> <p>次のページをご覧ください。こちらは改正健康増進法の体系の図になります。左側に施設の類型が書かれております。第一種施設とは学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の調査などが含まれていて、敷地内禁煙とされています。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が執られた場所に特定屋外喫煙所を設置することができるとしています。また、第二種施設については事務所や工場、ホテル、飲食店等の第一種施設以外を指しております、原則、屋内禁煙とされております。ただし、こちらも専用喫煙室を設置すること、加熱式たばこ専用喫煙室を設置することは認められており、経営判断により事業所が選択するものとされております。また、経営規模が小さな飲食店については、経過措置として店内で喫煙可能とすることができるようになっています。</p> <p>次に、裏面をご覧ください。改正健康増進法の義務の内容や義務に違反したときの対応が記載されています。図に書いてあるとおり、義務に違反する場合に共通することとして、まず、指導を行い、指導に従わない場合は義務違反時の内容に応じて勧告ですとか命令を行って、それでも改善が見られない場合に限り、最終的に罰則を適用することになっています。</p> <p>続いて、資料No.3－2をご覧ください。受動喫煙防止対策に関する県の現状と取組みについてご説明させていただきます。冒頭でもご説明さ</p>
--	--

せていただきましたが、受動喫煙の機会を有する者の割合についてのグラフを載せています。行政機関の受動喫煙の状況については、令和2年度で3.2パーセント、職場での受動喫煙の機会があった者の割合は25.1パーセント、飲食店で受動喫煙の機会があった者の割合は18.0パーセントとなっており、いずれも減少傾向となっています。

次に、県の取組みについてご説明いたします。1番の受動喫煙対策事業の今年度の取組みとして、昨年度行った受動喫煙防止対策実施状況調査の結果を踏まえて、建設業ですとか製造業、受動喫煙対策に遅れが見られる業種があったことから、これらについて対策に取り組んだ企業の事例を企業間での横展開を図ることとしております。

ここで、昨年度行った調査の結果をご説明いたしますので、資料No.3－3をご覧ください。資料No.3－1で先ほどご説明したように、2020年4月から改正法が施行されましたが、実際、第一種施設や第二種施設で法の施行後にどのように対策に取り組んでいるか調査いたしましたので、抜粋してご説明いたします。1枚おめくりいただきて、裏面になります。この調査については、平成15年度から3年に1回、県で実施している調査になります。昨年度、改正健康増進法が施行されたことから、質問項目を修正し、受動喫煙防止対策の現状について把握するために行ったものになります。第一種施設の調査概要については以下のとおりになりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次のページから、第一種施設における受動喫煙防止対策の状況についての調査結果となっています。まず、問1になります。現在実施している受動喫煙対策についての設問を掲載しています。第一種施設は、敷地内禁煙が原則とされていますが、敷地内全面禁煙を実施している施設は全体の95パーセント、また、特定屋外喫煙場所を設置し、敷地内禁煙としている施設を合わせると、全体の99.8パーセントになることが分かりました。敷地内禁煙でない施設は0.2パーセントありますが、全体としてはほとんどすべての施設が屋内禁煙を実施している状況にあります。

続いて、次のページをご覧ください。問2は、受動喫煙防止対策について、今後の予定を聞いたものになります。グラフを見ていただきすると、現在の全面禁煙を継続していくという施設が全体の94.6パーセント、また、特定屋外喫煙場所があるが、今後廃止する予定とした施設が0.5パーセントありました。これらの結果から、第一種施設において敷地内禁煙はほとんどの施設で行われており、さらに、今後、敷地内禁煙とするとした施設を合わせると、全体の95パーセントとなりました。

次に、第二種施設の調査結果についてご説明しますので、1ページおめくりください。裏面に第二種施設の調査概要について記載しております。第二種施設については、前回、平成28年度の調査の際は調査対象としておりませんでしたが、健康増進法の改正にあたりまして、屋内禁煙が原則となったことを受けて、対策の実施状況を把握するために今回、追加して調査したものです。こちらは（2）に記載の業種区分によって東京商工リサーチの企業情報データベースから1,000社を抽出し、調査表を送付しており、回収率は全体で39.4パーセントとなりました。

次のページから、第二種施設の調査結果を記載しています。まず、問4の改正健康増進法の認知度についてですが、2020年4月の改正健康増進法により、複数人が利用するすべての施設は原則、屋内禁煙となつたことを知っている割合は全体の88.8パーセント、業種別に知らないと回答した割合が高いものを見ていくと、洗濯・理容・美容・浴場業で20.0パーセント、製造業で19.5パーセント、建設業で16.9パーセントとなっていました。逆に、知っているという割合が高い業種については、運輸業で知っている割合が100パーセント、下から4番目のグラフになりますが、飲食業で知っている割合が97.9パーセントとなっています。

また、次のページには、従業員数別の集計を記載しています。今回、知らないと回答した内の9割の企業が50人未満の事業所となっており、業種や従業員数別に認知度に違いがあることが分かりました。

その裏面をご覧ください。問5は現在実施している受動喫煙対策の状況についてまとめています。屋内全面禁煙が51.5パーセント、喫煙場所以外は屋内全面禁煙となっているところが27.2パーセント、敷地内全面禁煙が13.7パーセント、特に対策は行っていない、どこでも吸える状態であると答えた施設が7.6パーセントとなっています。特に対策は行っていないと答えた割合を業種別に見ると、製造業が14.6パーセント、続いて、建設業で13.6パーセントと高くなっています。特に対策は行っていない、どこでも吸える状態であると回答したもののが多かった建設業については、回答が多かったものとして、社内で要望がないからというのが最も多くなっています。製造業では、喫煙室等を設置するスペースがないという回答が多くなっていました。

次のページをご覧ください。問5に対する従業員数別の集計を掲載しています。特に対策を行っていないと回答したすべての事業所が20人未満の事業所であるなど、やはり、会社の規模によって対策の度合いにも違いがあることが分かりました。

	<p>裏面をご覧ください。問10は、受動喫煙防止対策に関する行政、医療機関等に望むことについて記載しています。最も多かったのが、事業所の受動喫煙対策のための助成金等で27.2パーセント、次に多かったのが、喫煙の健康影響などに関するポスターやリーフレットの提供で24.4パーセント、加熱式たばこに関する情報提供が21.3パーセント、効果的な喫煙対策に関する参考事例の提供が12.2パーセントとなりました。これらの調査結果を踏まえて、今年度の事業を行うこととしております。</p> <p>改めまして、資料No.3-2をご覧ください。1ページ目の中段、受動喫煙対策事業についてですが、今ほどご説明したように、調査結果から対策に遅れが見られた建設業や製造業などの企業に対し、働きかけを行うこととしております。下段に掲載内容を記載しておりますが、内容については、企業から要望の多かった、たばこの健康影響や加熱式たばこなどの情報を盛り込み、具体的な県内企業の対策事例を横展開することで、県内全体で対策に取り組む企業を増やしていきたいと考えております。</p> <p>次に、2ページ目をご覧ください。先ほど、資料No.3-1でもご説明しましたが、改正健康増進法が施行されたことにより、小規模飲食店では喫煙可能室の設置にあたり、保健所への届出が必要になっています。また、基準を満たさない喫煙室の設置があるなどの通報があった場合、保健所が立入検査を行うことがあります。通報や相談のご連絡も多くいただいているところです。</p> <p>令和2年度からの改正健康増進法の全面施行に合わせまして、令和元年度2月から対応を行っておりましたが、小規模飲食店の喫煙可能室届出件数は、令和元年度で213件、令和2年度では881件、令和3年度は8件となっております。また、その下のほうになりますが、受動喫煙対策についての相談・通報件数は、令和元年度で398件、令和2年度で353件、令和3年度では47件となりました。また、立入検査については令和2年度に10件、令和3年度に9件行っております。喫煙可能室の届出件数や相談・通報の件数はだんだん減少してきていますが、立入検査については昨年度同様、行っているような状況にあります。</p> <p>その下に、今年度、地域機関が実施した9件の立入検査の事例について、内容をまとめています。</p> <p>いくつか抜粋してご紹介させていただきますと、新発田市のケースでは、警察からの通報によるものなのですが、こちらはパチンコ店で、規定以上の割合で加熱式たばこ専用喫煙室を設置して、技術的な基準が守</p>
--	--

	<p>られていないというものがありました。そのほかには、5月に三条で立入を行った事例では、喫煙可能な飲食店の表示をしていないのに、お客様が自由に店内でたばこを吸っているお店があったり、3ページの佐渡の事例になるのですけれども、こちらは喫煙可能な飲食店であるにもかかわらず、従業員やお客様で20歳未満の方がお店に入っているといったものがありました。</p> <p>次に、4ページをご覧ください。今ほどご説明した立入検査からさらに違反が進んだ事例になりますが、地域機関で実施した立入検査後の文書指導の事例について掲載しています。立入検査での指導にもかかわらず、状況が改善されなかつたものについて、文書により指導を行った事例が昨年度1件あったため、そちらについて記載しています。</p> <p>内容としては、喫煙禁止場所における喫煙になるのですが、施設の社長であり管理権原者という立場にある方が企業の喫煙禁止場所、一般の執務室になるのですが、こちらで喫煙していて、同じ会社の従業員の方から通報があったというものでした。通報を受けて、保健所が現地で複数回指導・助言を行ったのですけれども、その後も繰り返し違反があり、通報もなくならなかつたことから、文書で指導を行いました。その後は状況が改善されたため、命令など、さらにその次の段階には至らなかつたというケースになります。</p> <p>このように、改正健康増進法が全面施行されてから1年以上が経過しているのですけれども、違反事例についてはまだまだ見られることから、引き続き保健所と協力しながら粘り強く対応していくことが必要だと感じています。</p> <p>次の5番から7番については、改正健康増進法の周知やマナー啓発、地域機関における研修会の実施などについて実績などを記載しておりますので、お時間があるときにご覧いただければと思います。</p>
関会長	<p>ただいまの事務局からの説明について、ご質問あるいはご意見はありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>少し時間が押していますので、また次に行かせていただいて、合わせてご質問、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>続けざまで申し訳ありませんが、議題3、令和4年度以降の取組案について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	健康づくり支援課成人保健係の神田と申します。私から、資料No.4に

についてご説明させていただきます。今までの説明とダブるところも多少あるかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

資料No.4 が令和4年度以降の取り組み案となっております。初めに、左上にあります現状・実績についてですが、先ほど、受動喫煙対策のところでもご説明しましたが、県では、昨年度、施設管理者、事業者向けに実態調査を実施しております。改正健康増進法の施行によりあらゆる企業で対策は進んでおりますけれども、全体的に比較して対策に遅れが見られる業種があったということです。先ほどましたが、具体的に申し上げますと、製造業と建設業で、他業種と比較して対策を行っていると回答した割合が低くなっています。

この対策として、今年度の取組みとして、同じ業種の中で対策が進んでいる優良事例等を取りまとめた事例集を現在、作成しているところです。同じ業種の中でどのような取組みが、業種によっても取組みの方法とかは異なる部分があると思いますので、同じ業種の中でどのような取組みが可能か、どのような取組みがなされているのか、参考としていただき、対策を進めてもらいたいというねらいによるものです。

また、もう一つの取組みといたしまして、そちらに喫煙率をお示ししております。先ほどの説明にもありましたが、高校生の喫煙率がかなり下がって低くなっている一方で、依然として20代の方の喫煙率が男性で20パーセントを超える割合となっておりまして、これについては、それまで吸っていなかった方がどこかのタイミング、たばこを吸い始めるきっかけ、理由が存在するということでありまして、喫煙率の検証を進めるためには、こういった吸い始め、若年者への対策が不可欠と考えております。そのため、今年度につきましては、大学生等、20歳前後の若年者を対象にアンケート調査を実施して、喫煙についてのこういった実態の調査を行う予定としております。

中段にキャッチフレーズ「たばこのない一服もある。」とありますけれども、これは先ほどから話が出ておりますが、県が進めております健康立県プロモーション事業の柱の一つに、たばこ対策を位置づけて、普及啓発を進めているところであります。たばこを吸う一服の時間をほかのものに置き換えてみましょうといった呼びかけになっております。取組の方向性といたしましては、今年度に引き続き、事業者向けの受動喫煙防止対策ですか禁煙支援など、働き盛りの方へのたばこ対策の推進、もう一方が若年者へのたばこの健康影響など、正しい情報の普及啓発等を進めることを考えております。

令和4年度の取組内容ですけれども、一つは、企業の受動喫煙防止対

	<p>策及び禁煙対策の取組みの支援として、今年度行う優良事例の横展開、禁煙支援の取組事例ですとか、たばこの健康影響についての情報の普及啓発等を、今年度は製造業、建設業を中心に情報発信する予定ですが、こちらを製造業、建設業以外の業種へも幅広く情報発信していきたいと考えております。</p> <p>また、若年者向けの対策としまして、今年度実施いたしますアンケート結果を踏まえまして、たばこの健康影響に加えて、近年、特に若い世代で利用が広まっている加熱式たばこに関する情報等について、ネット等いろいろ、加熱式たばこについては一部誤った情報なども出ている部分もありますので、正しい情報について情報提供することで、新たにたばこを吸い始める者の減少を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>最終的な目指す姿、目標といたしましては、受動喫煙機会の減少、また喫煙率の減少を図ることで、たばこを原因としたがん等による死者を減らしまして、県民の健康寿命の延伸を図る、これを最終的な目標としております。</p> <p>簡単ではありますが、以上が来年度以降の取組みとなります。ご意見、ご議論をよろしくお願ひいたします。</p>
関会長	それでは、議題2も含めて、2と3について、ご質問あるいはご意見はありますか。
畠山委員	<p>さまざまな数値、グラフを見せていただいて、本当に表やグラフがよくまとめられて、アンケート等しっかりと取られているのだなと思いました。それを基に対策が、令和3年度もそうですけれども、令和4年度も取り組んでいくということで、ピンポイントというのでしょうか、そういうところの対策が進められるところはとてもいいなと思って見ていただきました。</p> <p>資料3－2の1番の現状のところで、やはり、職場がほかのところと比べて喫煙の減少率が少ないということや、裏面の保健所による指導のところで、真ん中の相談・通報件数が令和3年度は47件ということで、これもやはり届出件数が前年度多かったために相談・通報が少なくなっているのだなという数値がしっかりと現れていると思いましたので、そういう取組みがとても大きな効果を生んでいるのだなと思って見ていただきました。また今後の取組みに期待したいと思います。</p>
関会長	今もお話をありがとうございましたが、新たな取組みとして、企業とか若年者のこ

	<p>とが書いてありますけれども、その辺についても、もしご意見をいただけましたらお願ひしたいと思います。</p> <p>興梠委員</p> <p>労働者とかそういうところに健康情報をどのように届けるかというのは、多分、多くの委員方はご存じないと思うので、少しだけ解説いたします。</p> <p>従業員 50 人以上の企業では産業医を選任しなければなりませんし、衛生管理者を置かなければなりませんが、そういう人たちはこういったことを勉強しているし、それを従業員に伝えることはできるのですけれども、県の多くの企業は従業員 50 人未満の中小企業です。そこは産業医の選任義務もありませんし、衛生管理者を置かなくてもいいと。ただ、安全衛生推進者を置いてくださいということになっていますが、そこら辺の知識まではあまり浸透していないということが 1 点です。</p> <p>それから、一人でも雇っていると従業員の一般定期健康診断をさせなければだめなのだけれども、その結果の評価を相談するシステムがあるのですけれども、それを知らない。それはどうやるかというと、都市医師会の中に地域産業保健センターというものがあります。そこに連絡して、私の会社の従業員の健康診断の結果について見てください、ご意見くださいというようにいたしますと、無料で相談を受けることができるシステムになっているのですけれども、県下で今、そういう人たちに届いている割合が、一般定期健康診断の有所見者のたった 8 パーセントにしか届いていないのです。しかしながら、それをする医師、産業医の先生たちの能力ももういっぱいいっぱいになっておりまして、なかなか届かないのが現状です。</p> <p>それで、私のところでは事業主の人たち、あるいは健康管理に携わっている労務をやっている方々を集めて研修会をしているのですけれども、そういうところでお伝えしているのですけれども、なかなか届きません。健康診断の結果、普通は事業場の一般的な健康診断ですから、健診機関で受けていると思うのですけれども、健診機関からの情報くらいしか届かないのです。しかし、一生懸命やっているのだけれども手いっぱいという状況で、産業医が足りないと。医師会には産業医を増やしてくださいと一生懸命お願いしているところですけれども、なかなか産業医の収入が、忙しいのにそれに見合っただけの収入をもらっていない、時間がかかる割にもらっていないというところもあって、地位の向上がなかなか進んでいないのでできないというところがあります。</p> <p>そのようなところを見て、今日の建設業と製造業ですが、これから労</p>
--	---

	<p>働く人口が減ってまいります。そして、製造業と建設業はいろいろな資格を持っていなければだめなのです。会社が成り立ちません。そうなりますと、資格を持った重要な従業員に長く健康で働いてもらわないともうもたないわけです。労働者が足りないですから、新しい人に入ってきてくださいと言っても、いません。そういう状況なので、やはり、県からのアプローチとしては、従業員の健康を大事にして、企業を存続してくださいということをアピールしていくより仕方がないと思います。そういうことで、事業主の意識改革が健康寿命の延伸につながっていく、その一步としての先駆けとしてのたばこ対策が進んでいくものと思っております。そのようにしてお声がけいただければありがたいと思います。</p>
関会長	<p>太田委員、先ほどの自己紹介のときに現場の声をお聞かせいただいたと思いますけれども、企業の方からするとどういう情報を届けていただきたいとか、あるいはどのようにやると届きやすいとか、何かアイデアがありましたらお願ひいたします。</p>
太田委員	<p>私もまだ本当に弱小企業、従業員も数人の規模なのですけれども、今ほど委員からもお話があったように、健康診断は年に一度、事業主側として受けさせなければいけないので、私は上越なのですが、上越医師会館で健康診断を受けております。</p> <p>先ほど、うちの従業員に喫煙者がいるというお話をしたのですが、その喫煙者も健康診断が終わってから、今度は医師会館から個人的にうちの従業員に連絡が来て、少し健康指導をしたいので、いろいろと相談とか指導をさせてもらっていいですかというようなお話を来て、数か月に1回ずつ、どうですかと。少しメタボ系のものもあったので、たばこ、喫煙も少し気をつけながら食生活も気をつけてくださいと言って、今ほどもご指導というお話もあったのですけれども、うちは恵まれたことに、企業で健康診断を受けたときには、医師会館でサポートしてもらっているので、それは本当にありがとうございます。</p> <p>今ほど、建設現場、また製造業、なかなか、喫煙率がまだ多いのですよね。そこを、たばこはだめだよと言うと、先ほどの担い手がいないというのもあるので、その辺難しいところではあるのですが、やはり、これは事業主側としても、たばこは弊害があるのだということもまた周知しながら。ゼネコン辺りになると、長期の現場になると月に1回の研修とか、従業員全員でセミナーもやったりするので、そういうところに、ただ現場の安全管理とかそういうものだけではなくて、健康管理という</p>

	<p>面で、例えば、喫煙関係、たばこの関係とか、そういうセミナーをやるものも一つなのかなと。また、いろいろなゼネコンとかそういうところに、今のチラシではないですけれども、そういうものもPRしていくと、建設現場での建設業での喫煙率も下がっていくのかなと。</p> <p>しかし、事業主側としてはたばこばかりだめだめと言うのも。そこで少し気持ちを入れ替えて従業員もまた作業を頑張ってくれている人もいるので、健康被害があるのは分かるのですけれども、少し板挟みになって難しい部分があるというのが事業主側としての気持ちでもあります。</p>
渡辺委員	<p>意見ということではないのですが、製造業とか建設業に対策の事例集を配布するというのは、とても良いことだと思っています。対策をとっているところが多いと聞いてはいますが、実際、通報を受け現地確認に行くと、対策はとっているけれども人の出入りする入り口近くに灰皿を置いているとか、排煙も、本来は、法律で言うと守るべきところがあるので、それが満たされていないことがあるので、実際の理解と対策がどこまで一致しているのかというの日々感じているところがありました。そこを、改めて確認するような形で皆さんにお知らせするのはとても良いことだと思って聞いておりました。</p> <p>あと、新潟市の取組みとして、保健所の飲食店営業等担当部署の現地確認に、当課の受動喫煙対策担当職員を同行させてもらい、灰皿の有無や位置、標識の掲示といった店舗の対策を確認し、もし気になるようなところがあれば、戻ったあとにはがきや電話で指導や助言を行うことを本格的に始めております。対策が十分ではないところもあると聞いていますので、継続して取り組んでいきたいと考えております。</p>
太田委員	<p>時間も迫っているところで、すみません。</p> <p>今の建設業の話ではなくて、先ほど、村井委員からもあったポスターの件なのですけれども、私は中学生の娘もいると言ったのですけれども、ちょうど美術部で、昨日も夜に娘と話をしていたら、いろいろなコンクールとかコンテストに出す機会がなかなか少ないのでよねという話をしておりました。学校のカリキュラムの中に入れ込むというのはなかなか難しい部分ではあるのですが、比較的、運動部は地区大会とか県大会とかその上の全国大会とか、何か大きな目標に向かって頑張れるという部分はあるのですが、美術部とかの芸術系はなかなか大きなコンクールというのも年間に少ないということもあるので、中高生辺りは、</p>

	<p>例えば、美術部を中心に絵の好きな方々にもう少し周知するとか、また、高校であれば県内にデザイン系の学校とか美術系の科がある高校もあるので、そういうところにもう少し、ピンポイントではないですけれども、応募してもらえそうなところに周知していくのも一つなのかなと、昨日の娘との話を思い出したので、話してみました。</p>
有松委員	<p>コロナ下においてこれだけの調査をされてまとめられたことに、まず感謝させていただきます。こういうものを提供していただいてありがとうございます。また、今、いろいろな意見を聞かせていただいて、歯科医師会の立場としてもとても参考になりました。ありがとうございます。</p> <p>思ったのですが、やはり、これだけの情報を出していただいたので、またこれだけの委員が集まっているので、連携した対策が何か、今、ポスターの話とかチラシの話もいろいろ出ていますが、連携したもののができればいいなと思います。</p> <p>私どもも12歳児の虫歯が日本一少ないということが21年続いているのですが、その後、ご存じのように8020運動は全国平均よりもずっと低くて、全国平均が50パーセントに達していますが（新潟県は）40パーセントくらいです。そこはやはり高校を出てからの、喫煙と同じタイミングなのです。それで、私どもも事業所健診を新しく始めさせていただいていて、喫煙のターゲット、1番のところにもありますが、ここは一緒ですので、同じようにして事業所健診のときにも禁煙指導に少し力を入れさせていただければいいかなと思います。たばこを吸い始めたらなかなかやめられないで、若年者への普及啓発、加熱式たばこはけっこう安全なのだというような間違った情報が広がっていますので、こういうものに対してもさらに周知を進めていけたらと思います。</p> <p>私は県庁のお手洗いを利用させていただくのですが、そこに小さいチラシがあって、ちょっとした時間でも運動ができるみたいなことが書いてあります。歯磨きをしながら足を上げるとか、あのような感じで、建設現場でも学校でも、小さいチラシで何か一言、楽しくなるようなものがあるといいなと思います。</p>
関会長	<p>若年層のところはもう少しご意見があるといいかなと思いますが、村井委員、いかがでしょうか。</p>

村井委員	<p>昨年のアンケートを基に、さらに絞った取組みであり、直接働きかけられるができる、いい取組と思っています。冒頭、関会長からもお話をありがとうございましたが、何から何まで学校に持ち込まれてはという思いは強いのですが、やはり教育というものが大切なのだなと感じました。大学まで行くとなかなか学ぶ場が難しいと思いますが、例えば、授業の資料として、その種のページを利用させていただいて、何かしらそこから学べるような形でやれば、見る機会も増えたり、子どもの意識も高まつたりすると感じます。</p> <p>ポスターにかかわっても、ポスター自体は全く否定するわけではありませんが、ポスター制作は一人の考え方でやるもので。数年前、いじめ見逃しぜロ県民運動の取組で、動画を作成させた取組がありました。動画を作るとなると、仲間でいろいろ話し合って作成するので、仲間での考えの深まりが期待できます。学校の保健委員会や、保護者を巻き込んだ学校保健委員会、または、いろいろな職種でお互いに考えを出し合いながら作成するのが可能となります。そうすれば一人の考え方だけではなくて、多人数の考えに広がっていくことも期待できるし、子どもの目線で面白うだからやってみようと思うかもしれません。今、子どもに一人一台タブレットが配られていますので、タブレットを活用する方法もあると思います。</p> <p>今、私はこの会に出させていただいて、もうたばこの教育はしなくてもいいのではないかという思いもありましたが、やはり、しっかりしていかなければならないと感じました。県中学校長会でも情報提供させていただこうと思っています。</p> <p>先ほど話が出ましたけれども、中学校だけがやっても取組はわずかでするので、いろいろな機関と連携してやっていかなければいけないと感じました。</p>
関会長	<p>あと、若年層の喫煙ということでは、やはり、始めるきっかけというのは大きく環境が変わったりしたときに開始することもけっこうあると思うのです。例えば、進学したとか就職したというところにあると思いますので、すみません、新潟日報の方に突然振ってしまうのですけれども、例えば、新入社員が来たときなどの教育の中でたばこのこととか、あるいは健康のこととか、何かそういう形でのかかわり方は可能なのでしょうか。</p>
中野委員	<p>実際、新入社員の、最近入社している方はたばこを吸う方がけっこう</p>

	<p>少なくて、一般的なたばこのこととか健康を害することの教育はしておりますが、吸っている方のほうが多いのかなと。私が入社したころは、みんな片手にたばこを持っているのが当たり前のような時代だったのですけれども、今は逆に吸っている方が少ないのかなと見えます。</p> <p>課題の中にもある受動喫煙なのですが、この受動喫煙の範囲がどこまでが受動喫煙なのかというのを少し聞いていて思いました。私は今まで、通勤のときに車で通勤していたのですけれども、今は電車で、最寄り駅まで歩いている間に毎日、たばこを吸っている方とそれ違うのです。それも、私はたばこをやめて何年もたつに毎日この煙を吸うのかなと。玄関を出たときにはその人とすれ違ってしまうので、たばこを吸うという、受動喫煙も今後の課題で、こういう取組みも、きちんとなくしていかなければ、若い人はしっかりこういう場で情報提供されて分かるのですけれども、受動喫煙でがんになったり病気を発病したりしている方もかなり多いと思うので、こういうエリアを徹底して追究していくと、また一つの課題が解消されるのかなと思います。</p>
吉澤委員	<p>過去 10 年間を振り返りますと、着実に皆さんの努力が実っていて、喫煙率が低下していることは素晴らしいことだと思います。資料 2 の下のほう、習慣的に喫煙している男性の割合の 20 歳のほうを見ますと、ここ 5 年間ほぼ横ばいとなっております。そうすると、今後の減少が頭打ちになってしまふ一つの指標とも読み取れますので、さらに若年者に対する啓発は今後も必要なのではないかと感じております。</p>
関会長	<p>かなりいろいろご意見をいただきましたけれども、大体時間になつてしまひました。まだ、ぜひ、このようなことを言いたいという方がいらっしゃいましたら、举手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>時間ぎりぎりですみません。一言だけ。</p> <p>今、新潟日報の中野委員からも喫煙のマナー、歩きたばこのことも少しお話が出たのですけれども、来年度、受動喫煙防止の中に喫煙マナーも含めて考えていきたいということもあります。また、家庭の受動喫煙や歩きたばこなども踏まえて、また委員の先生方とアイデアを出し合いながら対策をとっていきたいと思います。</p> <p>あと、吉澤委員のお顔をずっと拝見していて思い出したのですけれども、昨年度、私は新型コロナウイルス感染症の本部にずっとおりまして、発症した患者で重症化されるというと、一つは肥満の方と、もう一つは</p>

	<p>ヘビースモーカーの方です。やはり、新型コロナウイルス感染症の流行で改めてたばこ対策の重要性を、昨年度とても感じたのです。30代の方とか40代の方もかなり重症化されましたよね。そういう観点からも、やはり、たばこ対策、普及啓発をしていきたいと思います。</p>
吉澤委員	<p>喫煙そのものが肺組織の損傷を起こすことが新型コロナウイルス感染症での呼吸障害にかなりつながるということが分かっていますので、そういう意味では、新型コロナウイルス感染症で重症化しないために、たばこを吸わないということはとても重要なことだと思っています。</p>
関会長	<p>ありがとうございました。 それでは、今回お話しいただいた3までの議題はここで締めさせていただきます。 最後に、(4) その他ですが、事務局から何かありますか。</p> <p>よろしいですか。それでは、本日の次第にあります議題はすべて終了いたしました。</p> <p>司会を事務局にお返しいたします。</p>
【閉会】 事務局	<p>関会長、そして委員の皆様、本日はお忙しいところ、長時間にわたりご議論いただきまして、禁煙ポスターコンクールですとか若年者への取組みなど、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。</p> <p>以上で、令和3年度新潟県たばこ対策推進協議会を閉会いたします。 本日は、ありがとうございました。</p>